

湖西市告示第7号

わ〜くわく「こさい」で新生活！奨学金返還支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年1月20日

湖西市長 田内 浩之



わ〜くわく「こさい」で新生活！奨学金返還支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

わ〜くわく「こさい」で新生活！奨学金返還支援補助金交付要綱（令和2年湖西市告示第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第5号中「市内に所在する事業所に勤務している」を「市内に所在する事業所（地方公共団体の機関に係るものを除く。以下同じ。）に勤務している」に改める。

附則第2項中「令和8年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。ただし、第5条第5号の改正規定及び次項の規定は、令和9年4月1日から施行する。
- 2 改正後のわ〜くわく「こさい」で新生活！奨学金返還支援補助金交付要綱第5条第5号の規定は、令和9年4月1日以後に協力事業者に正規雇用された者について適用し、同日前に正規雇用された者については、なお従前の例による。

